

閲覧用

令和3年度加美町農業委員会
第6回定例総会議事録

令和3年9月27日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和3年度第6回定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年9月27日(月)午前9時00分～午前9時34分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(19名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐々木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第16号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第17号	農地転用許可後の工事進捗状況について
日程第6	議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第21号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大
農業委員会事務局主事	青 砥 沙 織

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第6回定例総会 議事の経過及び結果

〈午前9時00分 開会〉

*事務局（嶋津寿則事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和3年度加美町農業委員会 第6回定例総会を開催いたします。初めに会長からご挨拶をお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） 本日は令和3年度、加美町農業委員会 第6回定例総会にご出席、大変ご苦勞様です。稲刈りも全盛期を迎えているかと思われませんが、今週木曜日あたりから、台風の影響が心配されるところでもあります。同時に、体調には十分に気を付けて仕事に取り組んでいただきたいと思います。

先日17日の常設委員会の中で、中央会の会長から概算金の経緯等の説明を受けましたが、このコロナの影響があり在庫の問題を抱えているということでございました。現在の玄米の価格は1kg160円であるのに対し、キャットフードやドッグフードは1kg200円です。食用米が、ペットフードよりも安くなってよいのでしょうか。我々は国の政策に則って約5割の食用米しか作れない中で、概算金がこのような低価格では、来年度以降の営農意欲が心配されるところでございます。私も稲刈りをしていて話が出たのですが、その方曰く、今の機械が使えるうちはやらなくてはならない。ただ更新の時期がきたら、現在のような単価では考えるものがあるとおっしゃっていました。

後継者不足という課題を抱え、この単価がはたして来年度は持ち直すかわかりません。仙台市の農業委員会でも、農地を売りたいという方がかなり増えているようですが、地方である我々とはとにかく頑張っていくしかありません。そのことを念頭に置いて、今後とも宜しくお願いいたします。

*事務局（嶋津寿則事務局長） ありがとうございます。それでは農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日も慎重な審議をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、17番 佐藤とも委員、4番 畠山義信委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- *議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。
-

日程第3 会議書記の指名

- *議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 嶋津寿則君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（青砥沙織主事） 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和3年9月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

報告書番号1

貸人 A氏

借人 B氏

所在地 字一本杉…番…の田 外1筆

面積 合計1,726㎡

基盤強化促進法

[以上1件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第16号を終了いたします。

日程第5 報告第17号 農地転用許可後の工事進捗状況について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第17号 農地転用許可後の工事進捗状況について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第17号 農地転用許可後の工事進捗状況について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況の提出があったので報告いたします。
令和3年9月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地転用許可後の工事進捗状況は1件でございます。

報告書番号1

変電所の設置

許可地 字照井浦…番 外1筆

面積 合計2,200㎡

令和5年3月31日完了予定（進捗率 0%）

当初予定より隣地開発許可・環境影響評価の確定通知の取得が遅れた為

[以上1件の進捗状況について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、6番 猪股委員。

*6番（猪股弘委員） 私の住む旭地区でも風力発電についての話題が挙がっておりまして、変電所となりますと高圧の電気が周辺に影響がないものなのか、健康被害等の問題意識を持っている地域住民の方がいらっしゃいます。

許可自体は農業委員会で通ればすぐ下りるのだと思いますが、今後こういった案件が増えてきた時に、全く知識のないまま許可を出していいものなのかと考えました。そこで要望なのですが、農業委員会で何かの機会に勉強会等があってもよいのではないかと思います。

*議長（三浦泉会長） 事務局から説明があります。

*事務局（嶋津寿則事務局長） 風力発電・変電所関係の勉強会ということですが、本年度もうあと1・2回、研修会や勉強会を予定しております。農政調査会等でも検討していただくという形で、事務局としても提案していきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 風力発電における変電所の設置なのですよね。環境アセスメント等の最中で、変電所にとりかかるのは早いのではないかと思ったのですが。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） C社の風力発電の変電所ということなのですが、環境影響評価は昨年9月に終了しております。全体の工事の計画が遅れているということで、特に変電所に関しては後回しになっていたようですが、全体の工事完了予定である令和5年3月までには、予定通り終了する見込みとのことでございます。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第17号を終了いたします。

日程第6 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年9月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

渡人 D氏 字町屋敷一番…番地…

受人 E氏 字北寺宿…番地…

申請地 字北下原…番…

面積 330㎡

申請事由 売買による居宅建築

事業資金 借入金 …万円

事業計画 令和3年10月5日着工予定 / 令和4年3月31日完成予定

申請地は加美町小野田支所の東約500mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公共施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号2

渡人 F氏 字上野目皆伝寺東…番地…

受人 G氏 字一里塚…番地

申請地 字上野原…番…

面積 149㎡

申請事由 売買による駐車場の設置

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和3年10月1日着工予定 / 令和4年5月31日完成予定

申請地は加美町小野田支所の南東約900mに位置し、小野田市街に連続する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている」区域にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

申請番号3

渡人 A氏 字岡町…番地…

受人 H社 仙台市泉区長命ヶ丘三丁目…番地の…

申請地 字一本杉…番… 外1筆

面積 合計1,726㎡

申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成及び建売住宅建設

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和3年11月1日着工予定 / 令和5年10月31日完成予定

申請地は加美町役場の東約1.2kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公共施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号4

渡人 I氏 字上野目皆伝寺…番地…

受人 J氏 同上

申請地 字上野目皆伝寺…番…

面積 101㎡

申請事由 使用貸借による居宅新築等

事業資金 借入金 …万円

事業計画 令和3年9月27日着工予定 / 令和3年12月31日完成予定

渡人の息子である受人が宅地に居宅を新築し、外構工事を当初の予定より広げて着工したところ、農地部分に外構の一部がはみ出したことが判明しました。また渡人の父が、生前農地に物置を建築していたことも発覚し、渡人・受人の両名から始末書の提出がごさいます。

申請地は加美町小野田支所の西北西約3.6kmに位置し東上野目皆伝寺集落内に介在している農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。用途が宅地の拡張であり、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地がないことからやむを得ないと判断いたしました。

[以上4件の許可申請について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、14番 尾形徳夫委員お願いします。

* 14番（尾形徳夫委員） 9月15日、澁谷委員、半田委員、嶋津局長、畠山係長、私の5名にて現地を確認いたしました。

申請番号1番につきましては、申請代理人の行政書士であるK氏の立会いのもと実施いたしました。申請地は小野田地区の宅地が点在する地域であり、将来的には住宅地となることが見込まれる町道に隣接する農地であります。近くには公共施設等が存することから、第3種農地と判断いたしました。農業用の用排水施設はなく、盛土は行う予定ですが道路と同じ高さまでとするため、土砂の流出はございません。雨水は既設水路に放流し、生活排水は公共下水道へ接続するため支障はないものと判断いたしました。申請地の隣には畑がございまして、畑の所有者に今回居宅が建つことにより、作物の日照不足等についてお話しましたが、そちらは問題ないとのことでした承を得ております。

続きまして申請番号2番については、申請者のG氏の立会いのもと実施いたしました。申請地は、月崎方面からきて国道にぶつかったファミリーマートの…mほど東に位置しており、市街地に連続する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。G氏の自宅の駐車スペースが少ないということで、自宅に隣接しているこの土地に、自家用車2台分と来客用3台分の駐車スペースを設置するものでございます。農業用の用排水施設はなく雨水は自然浸透とします。砕石敷きを行います。土留めの擁壁を設置し周辺の農地に土砂流出を防除するため、許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号3番については、申請者である設計事務所のL氏が立ち会いのもと実施いたしました。申請地はバッハホールや中新田体育館の東側でございまして、概ね500m以内に複数の公共施設が存することから、第3種農地と判断しました。学校やスーパーが近くにあり、新しく土地の購入を検討する子育て世代の求める立地条件に適しているということで、今回の申請地を選定したものです。盛土を行います。外周をL型擁壁で施工するため土砂の流出はなく、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道に接続するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

申請番号4番につきましては、渡人・受人のI氏親子と、ハウスメーカーM氏の立会いのもと実施いたしました。申請地は東上野目皆伝寺地区の薬菜山に向かう十字路から、西に…mほど向かったところ、皆伝寺というお寺の東側に位置しております。東上野目集落内に介在しているため、第1種農地・第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。今回違反転用ということで、外構の一部が農地にはみ出してしまったというものでございます。合わせて渡人の父親が生前大工をしており、物置を建てたことが発覚しまして、I氏より謝罪の挨拶がございました。外構工事はアスファルトで舗装をし、コンクリートブロック壁を施工するため土砂の流出はございません。雨水は道路側溝へ放流するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上でございます。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、10番 板垣委員。

*10番（板垣文一委員） 申請番号4番の違反転用についてですが、どの部分が違反転用であって、外構工事はどの部分になっているのか詳しく説明をお願いします。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 40ページの現況平面図をご覧いただきたいのですが、図面の中央あたりに…と地番が振ってある箇所があるかと思えます。こちらが今回申請を出されている土地なのですが、その8割ほどに建物が建っている状況でございます。その下の部分に今回新しく居宅が建築され、裏の物置の際に外構が入ってきてしまうというようなことでした。次回から、もう少し図面を見やすく作成いたします。申し訳ございません。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第7 議案第21号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第21号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第21号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和3年9月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、賃貸借6件でございます。

申請番号1

渡人 N氏
転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
受人 O氏
申請地 字中嶋大下の田 外6筆
面積 4,448㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号2・3 上記同様に農地中間管理事業を活用し O氏へ貸出

申請番号4

渡人 P氏
転貸人 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
受人 Q社
申請地 月崎字堰合の田 外18筆
面積 12,312㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号5・6 上記同様に農地中間管理事業を活用し Q社へ貸出

以上6案件で、田43筆・畑1筆 面積28,167㎡。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上6件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第21号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は申請番号4番から6番について、12番 佐々木照義委員です。まず始めに申請番号1番から3番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第21号 申請番号1番から3番についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号 申請番号1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。続いて申請番号4番から6番について審議を行います。12番 佐々木照義委員は審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午前9時30分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号4番から6番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第21号 申請番号4番から6番についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第21号農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。それでは、12番 佐々木照義委員の入室を許可します。

[委員入室 午前9時33分]

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和3年度第6回 加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午前9時34分 閉会〉

この議事録は、事務局長 嶋津寿則が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年9月27日

議 長 三 浦 泉

署名委員 佐 藤 と も

署名委員 畠 山 義 信